



矢倉の周りを駆ける牛鬼をみこしが追いかける「お練り」。鵜来島で6年ぶりの秋祭りが行われました。鵜来島出身者以外も参加し、約400人も参加者にぎわいました。

今月の主な内容

- 議会だより……………10~19
- 避難行動要支援者名簿の作成について……………21
- 通知カードの発送について…28

人のうごき (27.10.1現在)		前月比	9月中の 異動状況
世帯数	10,228	4	出生 13
人口	21,646	-11	死亡 16
(男)	10,171	1	転入 38
(女)	11,475	-12	転出 46

宿毛まつり協賛券 当選番号発表中!

宿毛市ホームページ・市役所玄関・宿毛商工会議所で確認できます。引換期限は11月13日(金)までです。

宿毛商工会議所 ☎63-3123

成人式のご案内

平成28年成人式を次のとおり行います。

開催日 平成28年1月3日(日)
受付 12時30分～13時20分
式典 13時30分～
記念撮影 14時～
交流会 15時～16時
場所 宿毛文教センター
該当者

平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方で、宿毛市に住民票のある方、または父母(保護者)の住所が宿毛市にある方
申込方法

- 平成27年10月19日現在、宿毛市に住民票のある方には、往復はがきで案内状を送付します。
- 宿毛市に住民票のない方は、電話またはメールで申し込みを受け付けます。

メール記載内容
題名「成人式出席について」
本人の氏名(フリガナ)・生年月日・性別・保護者の氏名(フリガナ)・住所・電話番号

※メールで申し込みをされた方には、確認のメールを送信します。
申込締切 11月27日(金)

【申し込み・問い合わせ先】

生涯学習課
(宿毛文教センター内)
☎ 63-33394
FAX 63-2618
✉ gakusyuu@city.sukumo.kochi.jp

保育所等新入園児の受け付けを始めます

平成28年4月からの入園を希望する方は、申込期間中に申し込みをしてください。

申込書配布
11月20日(金)～
申込期間
12月1日(火)～12月25日(金)
(土・日・祝日を除く)

申込場所
福祉事務所または希望する保育園、認定こども園
提出書類
支給認定(現況)申請書ほか

(児童1人につき1枚必要です。福祉事務所または保育園、認定こども園にあります。)

保育園に入園できる基準

宿毛市内に住所を有し、保護者が就労、疾病、障害、求職活動などの理由により児童を保育できないと認められた場合です。

【問い合わせ先】

福祉事務所保育係
☎ 63-11114

人権擁護委員の委嘱について

本年10月1日付で、次の方が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

乾均 氏(新任)

乾均氏は、平成27年9月30日付にて退任された橋本育子氏の後任として、西地区の担当となります。

人権擁護委員は、家庭、職場、地域社会の中で「これは人権侵害ではないだろうか」と悩んでいる方たちの相談相手となり、法務局との連携のもと適切な処置を取るとも

に、常に人権思想の普及高揚に努めることを使命としており、宿毛市で7名の委員が委嘱されています。

また、高知地方法務局四万十支局(四万十市右山五月町3-12) ☎ 0880-34116

00・月～金曜日8時30分～17時)では、いつでも相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。秘密は固く守ります。

【問い合わせ先】

人権推進課
☎ 62-0225

最低賃金改正のお知らせ

高知県労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月18日に施行することとしました。

この決定により、10月18日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間693円以上としなければなりません。

【問い合わせ先】

高知労働局賃金室
☎ 088-885-6024
四万十労働基準監督署
☎ 0880-3513148

今月の1日行政相談所

日時
11月10日(火) 13時～15時
場所
宿毛文教センター会議室3
宿毛市行政相談委員
三本義男

☎ 63-11800
山岡まゆみ

☎ 63-1468

※相談は各委員の自宅や電話でも受け付けています。

【問い合わせ先】

総務課
☎ 63-0948

宿毛市プレミアム付商品券をご購入の皆さんへ

宿毛市プレミアム付商品券の利用期間は平成27年12月31日までとなっています。商品券をお持ちの方は必ず有効期限内にご使用いただきますようお願いいたします。

なお、商品券の払い戻しはいたしませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

宿毛商工会議所
☎ 63-3123

全国一斉の情報伝達訓練 について

地震や大津波、国外からの武力攻撃などが発生した場合に消防庁からの緊急情報を瞬時に知らせる「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を活用した、全国一斉の緊急情報伝達訓練が行われます。

当日は、防災行政無線が鳴りますので、混乱のないようご注意ください。また、実際に災害などが起こったことを想定して、自らの取るべき行動について考える機会としてください。

日時
11月25日(水) 11時

【問い合わせ先】

危機管理課
☎63-0951

特別養護老人ホーム千寿園 任期付職員募集について

募集する職種

- ・介護士（ヘルパー2級以上優遇）
- ・看護師（准看以上）

採用期間

平成28年1月1日～

平成29年3月31日
採用人数

介護職員 6人
看護職員 1人
提出書類

履歴書を11月20日(金)までに千寿園事務所に提出してください。

選考方法 面接
勤務場所

千寿園（小筑紫町福良）

業務内容
介護職員 介護業務に従事
看護職員 看護業務に従事

処遇

- ・給与月額 介護職員 142,100円
看護職員 180,800円
- ・各種手当・休暇等有り
- ・勤務時間

介護職員は夜勤含み5交代、看護職員は日勤

【問い合わせ先】

総務課人事係
☎63-0948

橋上子ども和太鼓クラブ 15周年記念発表会

「小さな学校の子どもたちでも、やればできる」を合言葉に、地域の皆さんをはじめ、多くの方に応援をしていただきま

した。感謝の意を込めて、15周年を記念して発表会を開催します。ぜひ見に来てください。（入場無料）

日時
11月22日(日)
13時30分～

場所
宿毛文教センター

【問い合わせ先】

土田章雄
☎63-5738

第1回幡多地区ワナゲ交 流大会参加者募集

性別、年齢を問わず、誰もが一緒になって楽しめるスポーツ『公式ワナゲ』の大会を幡多地域の皆さんが集まって開催します。初心者大歓迎。参加者を募集しますので、ご家族、ご友人をお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

開催日
11月21日(土)

時間

8時30分～（受付8時～）

場所

宿毛市総合運動公園市民体育館アリーナ

指導者
幡多地区スポーツ推進委員

参加費 無料
持ってくるもの
体育館シューズ
申込締切日

11月6日(金)

【問い合わせ先】

宿毛市総合運動公園
☎66-1467

中村宿毛道路（四万十一 C～平田IC）夜間全面 通行止めのお知らせ

中村宿毛道路を安全・快適にご利用いただくために、夜間全面通行止めにより、集中的に維持修繕工事およびトンネル非常用設備などの点検を行います。

通行止め期間中はご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

通行止め期間

11月16日(月)～20日(金)

時間

21時～翌朝6時

※悪天候の場合は11月24日(火)～27日(金)に順延

【問い合わせ先】

国土交通省四国地方整備局
中村河川国道事務所道路管理課
☎0880-347301

寄贈のお礼

宿毛ライオンズクラブ創立50周年の記念として、スポーツベンチ8台をご寄贈いただきました。宿毛市野球場のダグアウトおよびピッチング練習場に備え付け、利用させていただきます。ありがとうございます。



【問い合わせ先】

宿毛市総合運動公園
☎66-1467

すくも健康づくり市民公開講座

日時 11月14日(土)
14時～16時(13時30分開場)

場所 宿毛市総合社会福祉センター

内容 「住み慣れた地域で暮らす選択肢として」

訪問看護ステーションすくも訪問看護師 宮崎ゆかり 氏

特別講演 「生きて、生きて、生き抜くいのち」

社会医療研究所所長 岡田 玲一郎 氏

入場料 無料

※どなたでも参加できます。

主催 大井田病院

【問い合わせ先】
大井田病院地域連携相談室
☎63-2101

**モラロジー日セミナー
『心新たに生きる』**

日時 11月13日(金)・14日(土)
19時30分～21時30分

場所

JA高知はた宿毛支所
2階会議室

講師 (公財)モラロジー研究所
社会教育講師

伊賀斌彦(奈良県)
上村卓三(京都府)

参加費 1,500円

※テキスト「心新たに生きる」
をご持参ください。

【申し込み・問い合わせ先】
宿毛モラロジー事務所
☎63-11038

**2015
こころの健康フォーラム**

日時 11月29日(日)
13時30分～16時
(受付13時～)

場所 ヨンデンプラザ中村
多目的ホール

「地域とともに生きる」と
「住んでよかったと思える
地域をつくる」

NPO 砂浜美術館事務局長
山本あやみ 先生

「助け合い、支え合う地域」
精神科医療の視点から」

渡川病院院長
吉本啓一郎 先生

【問い合わせ先】
幡多福祉保健所健康障害課
☎0880-3415124

安全運転をお願いします

このたび、宿毛保育園東側の松田川堤防の歩道に、高知県幡多土木事務所宿毛事務所が実施した工事により手すり
が設置されました。この工事
によって、登園・降園の際の
園児や保護者の安全性がより
高まることが期待できます。
ドライバーの皆さんには、今
後とも園児が安全に登園・降
園できるようご協力をお願い
します。



【問い合わせ先】
福祉事務所
☎63-11114

第7回 宿毛 編路道探検隊!
自然に触れながら歩こう。

花へんろウォーク

参加者募集中! with だるま夕日ウォッチング

- 開催日 12月13日(日) ※悪天候の場合中止
- 申込期間 10月1日(木)～11月20日(金)
- コース ①観自在寺～延光寺コース(約2.8km)
②社会福祉センター～延光寺コース(1.3km)
- 参加資格 健康で完歩できる体力に自信のある方
※小学生以下の参加は保護者・引率者の同伴が必要
- 参加費 500円(完歩証、保険料含む)
※大会当日にお支払いください。
※未就学児は無料です。
- 定員 両コース100名(先着順)
※定員に達し次第、締め切ります。
- 申込方法 所定の参加申込書に必要事項を記入の上、宿毛市総合運動公園、または生涯学習課(宿毛文教センター内)に申し込みをしてください。

【問い合わせ先】 宿毛市総合運動公園
☎66-1467 FAX 66-1468

お誕生おめでとう
(平成27年9月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
幸町	岡崎 賀久	康孝
山奈町山田	濱田 那生	陽介
松田町	大奈路 龍希	誠
山奈町芳奈	團 柚羽	隼兵
西町1丁目	小山 陽	祐司
樺	ひろばた 廣畑 勝成	勝也
高砂	西山 晴	耕平
西町4丁目	大西 皐月	恵子

ご冥福をお祈りします
(平成27年9月受付分)

住所	氏名	享年
坂ノ下	澤田 貞子	98
平田町戸内	川田 節子	85

※本コーナーは、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

【問い合わせ先】 市民課市民係
☎63-11112



宿毛文教センター殺虫消毒のための臨時休館のお知らせ

11月9日(月)は、宿毛文教センター全館の殺虫消毒を行うため、入館することができません。当日は職員(管理人含む)が不在となりますのでお知らせします。

【問い合わせ先】
中央公民館
☎63-2618

ストーリーテリング講座

ストーリーテリングとは、絵本の読み聞かせとは異なり、「おはなし」を覚えて、本を使わずに語り聞かせることです。耳から入る「おはなし」は次々に展開していく面白さがあり、聞き手の心をふくらませ、動かします。

本講座を受講して、子ども

たちに「おはなし」を語ってあげてください。初めての方も大歓迎です。

日時

12月6日(日)

13時30分～15時30分

場所

宿毛文教センター

視聴覚室

講師

古川佳代子さん

(高知こどもの図書館館長)

参加費 無料

【問い合わせ先】

坂本図書館

☎63-2654

FAX63-0155

山内資料館の日

11月22日(日)～23日(月・祝)に「山内資料館の日」と題して宿毛歴史館と山内資料館の連携講座を行います。普段は遠方のため山内資料館での講座の参加が難しいという方も、この機会にぜひご参加ください。

11月22日(日)

①第2回宿毛の歴史講座

「兼山に学ぶ」事績と評価」

今を生きる私たちは、歴史から何を学ぶのでしょうか。江戸時代初期、土佐藩政を果敢にけん引した野中兼山の生涯を振り返り、歴史における個人の評価について、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

時間

14時～15時30分

場所

宿毛文教センター2階

会議室1

講師

渡部 淳(山内資料館館長)

※一般対象/事前申し込み不要/参加費無料

※今回の講座は毎月1回連続5回の宿毛の歴史講座第2回になります。

②歴史資料保存相談窓口

ご自宅に眠る古文書や書籍、掛軸などの美術工芸品の手入れや保存方法についてのご相談に、土佐山内家宝物資料館の学芸員がお答えします。

時間

14時～16時

場所

宿毛文教センター3階

宿毛歴史館

相談員

山内資料館学芸員

※一般対象/事前申し込み必

要/参加費無料

11月23日(月・祝)

③子ども工作教室「和とじ帳

づくり挑戦—自分だけの

オリジナルメモ帳を作ってみよう!」

伝統的な材料を使って、昔ながらのいろいろな方法でとじた和とじ帳を作ります。

時間

10時～12時

場所

宿毛文教センター2階

実習室

講師

田井東 浩平(山内資料館学芸員)

定員 15名

※小学生/大人対象/事前申し込み必要/参加費600円(材料代)

【申し込み・問い合わせ先】

宿毛歴史館

☎63-5496

●子どもいけばな教室

11月28日(土)、12月26日(土)

1月16日(土)、2月6日(土)

2月27日(土)の全5回

10時30分～12時

場所 宿毛文教センター

会議室2

講師 山沖郁代さん

受講料 無料

対象者 小学生

定員 20名

持ってくるもの

花ばさみ(普通のはさみでも可)、筆記用具、生花を持ち帰るためのビニール袋

申込締切

11月24日(火) 17時まで

※定員を超えた場合は抽選とします。

【申し込み・問い合わせ先】

中央公民館

☎63-2618

第51回宿毛市美術展覧 会表彰式

10月13日(火)、宿毛市美術展覧会表彰式が行われました。日本画・洋画・書道・写真・工芸の5部門に110名、141点の出品があり、各部門において審査が行われ、別表のとおり受賞者が決定しました。また、今回新たに書道の部で前崎道子さん、写真の部で澤田雛子さんが無鑑査になりました。受賞者の皆さん、おめでとうございます。

【問い合わせ先】
中央公民館
☎63-2618

第51回 宿毛市美術展覧会部門別受賞者

新人賞	ほう状	ほう状	ほう状	特選	特選	無鑑査特別賞	日本画		洋画		書道		写真		工芸	
							作品名	氏名	作品名	氏名	作品名	氏名	作品名	氏名	作品名	氏名
木々のささやき			秋		貝がら	カク蝶蘭										
			中山公高		山本淳子	荒地寿子										
			秋日の山道		漁村の片隅Ⅱ	漁話										
			山戸修吉		田村久美子	仮谷薫										
			一 聲		木の間より	故人										
		山里の	福島虹雨		山本皐月	伊与田玉泉										
		松沢佐登美														
		大塚翠苑														
		想	初夏の小川にぎわう		目指せ東京	四万十に生きる										
		祭りの楽しみ	伝統の漁		山本修代	池康彦										
		小栗幹夫	堀岡真代		山本敏治	野口務										
		夏の日思い出	春花と花器「梅雨あけ」		組子細工「瓢箪紋」	釉彩花器「街と山並」										
		山崎隆子	小八木多嘉子		濱中伸也	下元かおる										



すくも俳句大会のご案内

第43回すくも俳句大会を開催します。生涯学習の一つとして、伝統文化である俳句を

通じて心豊かな生活づくり、生きがいづくりで活動している宿毛市内・外の俳句愛好者が集合し、情報交換や研修、交流を深めることも目的とした大会です。

日時 11月15日(日) 10時～
場所 宿毛文教センター
主催 すくも俳句会
宿毛市教育委員会
選者 講師 たむら ちせい先生
投句 当季雑詠5句
(投句締切12時)
賞 大会賞3句 秀逸5句

【問い合わせ先】
すくも俳句会 篠田たけし
☎63-33001

坂本図書館より読書週間行事のご案内

第69回読書週間
10月27日(火)～11月9日(月)
標語 「いつだって読書日和」



【図書館読書クイズ】
図書館内の図書を使つての読書クイズ。全問正解者には、抽選で図書カードをプレゼント

トします。
期間 10月31日(土)～11月26日(木)
対象者 小・中学生

図書企画展示

「読書で深まる『考える』秋」
坂本図書館お薦めの、読後に思考が深まる本を展示します。

●絵本や小説
●哲学や脳に関する本
期間 10月31日(土)～11月26日(木)

【問い合わせ先】
坂本図書館
☎63-2654
☎63-0155



■ さかなだつてむむむむむむ

伊藤勝敏 写真
嶋田泰子 文／ポプラ社
からだの色を変えたり、砂にもぐったり、インギンチャクに隠れたり、すきまにもぐりこんだり…。安心して眠るためには、作戦が大事です。魚たちがどこで、どんな風に眠っているかを、写真で紹介しします。

■ JA解体

～1000万組合員の命運～
飯田康道 著
東洋経済新報社
安倍政権が提起した農協改革や、2014年5月～2015年2月を中心に展開された農協法改正案をめぐる議論を振り返り、JAグループがどう変わるのか、どこへ進むのかを考える。先進的な地域農協の取り組みも紹介。

■ 昔の玩具大図鑑

～時をこえて愛されるおもちゃ～
おもちや
井上重義 監修／PHP研究所

■ 稲と日本人

甲斐信枝 さく
佐藤洋一郎 監修／福音館書店

■ ぼくたちに翼があったころ

～コルチャック先生と～
107人の子どもたち
タミ・シエムトウ 作
樋口範子 訳／福音館書店

■ 岸辺のヤード

～Tales of Madguide Water～
梨木香歩 著
小沢さかえ 画／福音館書店

■ すぐそばにある「貧困」

大西連 著
ポプラ社

■ ひとり、家で穏やかに死ぬ方法

川越厚 著
主婦と生活社

■ 滅びゆく日本の方言

佐藤亮一 著
新日本出版社

(内容紹介は、韓国書籍流通センターT.R.C.M.A.R.C.より)

第16回「宿毛湾だるま夕日及び宿毛の四季」フォトコンテスト作品募集

宿毛湾の冬の風物詩「だるま夕日」や、四季折々の山、川、海、そして沖の島・鶴来島などで撮影した宿毛市に関する写真を大募集します。



第15回 大賞作品 「甌穴の冬」白石信夫

- 応募締切 平成28年2月15日(月)必着
※応募数は1人5点までです。
- 大賞1点 (賞品50,000円の商品券+賞状)
 - 金賞1点 (宿毛市内宿泊施設お食事券付きペア宿泊券+賞状)
 - 銀賞1点 (宿毛市内宿泊施設ペア宿泊券+賞状)

- 入選3点(賞品+賞状)
 - 佳作5点(賞品+賞状)
 - 宿毛市観光PR写真賞10点(賞品+賞状)
 - 宿毛市観光協会会長賞1点(賞品+賞状)
- 審査員 犬飼恵俊 氏
(二科会写真部会員)

主催 (二社)宿毛市観光協会

【申し込み・問い合わせ先】
(二社)宿毛市観光協会
☎63-0801

寒蘭の里 とさ宿毛展示大会

宿毛市は「日光」や「豊雪」などを産出した全国的にも有名な寒蘭の産地です。今年も、寒蘭愛好家が1年間丹精を込めて育てた寒蘭が全国から出品されます。優雅で気品高く上品な香りの寒蘭を観賞しに、ぜひお越しください。また、自然石の展示と寒蘭の販売も行います。

日時 11月14日(土) 13時～17時
11月15日(日) 8時30分～15時
場所 宿毛市和田体育館

主催 寒蘭の里とさ宿毛展示大会 実行委員会
共催 宿毛市、土佐愛蘭会宿毛支部、宿毛愛(石玉水会)

【問い合わせ先】
商工観光課
☎63-1119

土佐愛蘭会 西部地区遅花展示会

土佐愛蘭会西部地区の6支部が合同で寒蘭の展示会を開催します。「払い越の紅花」などの人気品種も展示されますので、ぜひお越しください。

日時 11月28日(土) 13時～17時
11月29日(日) 8時30分～15時
場所 宿毛市総合運動公園内 市民体育館武道場
主催 土佐愛蘭会西部地区(宿毛・窪川・北幡・西土佐・中村・清水支部)

【問い合わせ先】
遅花会事務局
☎65-8187

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族(子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合その保険料も併せて控除が受けられます。

●社会保険料控除を受けるため、年末調整や確定申告を行うときに必要なもの
保険料を支払ったことを証明する書類(領収証書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書)

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

平成27年1月1日から9月30日までの間(※)に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

※平成27年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

『控除証明書ダイヤル』 ☎0570-058-555

(自動音声案内に従って「3」を押してください。)

(受付期間および時間)

平成27年11月2日(月)～平成28年3月15日(火)

月～金曜日 9:00～19:00

第2土曜日 9:00～17:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!

年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額についてご自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、幡多年金事務所(☎0880-34-1616)にお問い合わせください。



お知らせ各種
年金相談の日程

【問い合わせ先】
市民課年金係
63-1112

日本年金機構
幡多年金事務所による
出張年金相談

日時
11月17日(火)
10時～15時(昼休みを除く)

場所 宿毛市役所
受付 市民課年金係

受付時間 8時30分～

※相談には予約が必要です。
事前に年金係までご連絡
ください。

年金相談に必要なもの

- 年金手帳や年金証書
- 定期便の相談であれば送られてきた書類一式
- 認め印
- 代理の場合は委任状(家族であっても必要です)が当日必要となりますので、必ず年金係にお問い合わせの上、事前にご準備ください。また、代理人の本人確認ができるもの(免許証など)も必要です。



今月の年金相談

有料広告

出店者募集

【チャレンジショップとは】

新規開業や、業態・業種の変更を考えている方に、低コストでお試し営業していただくお店です。出店料は月1万円以内! 宣伝活動費負担0円! 現在2区画募集中! すぐに来店していただくことができます。

起業をサポート! 成功の為のノウハウを学べる!!

【応募要項】

- 原則として小売業を行われる方
 - 卒業後、天神橋商店街に新規開業する意欲のある方
- ※詳細はお問い合わせください。

ちゃんじshopTJB事務局 TEL/FAX:0880-35-2019
四万十市中村天神橋54 ■定休日:水曜 ■受付時間10:00～19:00





すくも

市議会だより

第79号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第三回定例会は、平成二十七年九月一日に開会し、十六日間の会期で九月十六日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十六年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案十三件、「平成二十七年年度一般会計補正予算」など予算議案四件、「宿毛市行政手続条例の制定について」など条例議案五件、人事議案一件、その他の議案十件の合計三十三議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案十三件を除いて、いずれも原案どおり可決されました。

市政に対する一般質問は、七日及び八日並びに九日の三日間に十人の議員が質問に立ちました。また、九日には議案に対する質疑が行われました。議会に提出された請願・陳情は、「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出」など三件が審議され、二件が不採択、一件が閉会中の継続審査となりました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第一五号)

今回の補正予算は、総額で一億八千三十三万四千円が増額補正され、累計で百十二億百四十三万七千円となりました。

(歳出の主なもの)

- 財政調整基金積立金
.....二千七百四十万三千元
- 子育て世帯支援事業費扶助
.....四百六十五万円
- 幡多広域観光協議会運営事業費負担金(地方創生先行型交付金事業)
.....千三百十三万一千円

第三回(九月)定例会日程

9月1日(火)	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
2日(水)	休会	議案等精査
3日(木)	休会	議案等精査
4日(金)	休会	議案等精査
5日(土)	休会	
6日(日)	休会	
7日(月)	本会議	一般質問
8日(火)	本会議	一般質問
9日(水)	本会議	一般質問、議案質疑
10日(木)	休会	委員会審査(総務・予算)
11日(金)	休会	委員会審査(産業・予算)
12日(土)	休会	
13日(日)	休会	
14日(月)	休会	
15日(火)	休会	委員会審査(予算) 委員長報告、質疑 討論、表決、閉会
16日(水)	本会議	

- 市道田ノ浦小学校前線の維持工事費
.....六百万円
- 橋上小学校校舎の耐震補強工事費
.....三千六百六十四万四千元
- 沖の島小学校校舎の耐震補強工事費
.....四千三百十五万二千元
- 松田川小学校校舎の改修工事費
.....五百六十八万八千元
- 平田小学校校舎の防水改修工事費
.....四百九十九万七千元
- レスリングマット購入費(地方創生先行型交付金事業)
.....千三十二万八千元

条例

◎宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」通称「マイナンバー法」の施行に伴い、特定個人情報の取扱い規定を追加する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものです。

◎宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

本年十月からマイナンバーの通知カードや個人番号カードが送付されることに伴い、カードの再発行手数料を徴収する規程を新たに設けるものです。また、戸籍の一部事項証明書及び除かれた戸籍の一部事項証明書について、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づき、交付手数料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

その他

◎幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更、規約の一部変更及び財産処分について（追認）

議案第二八号から議案第三〇号までの三議案は、去る二月に幡多広域市町村圏事務組合が過去に譲渡した組合立の施設について、議会決議を経ずに譲渡していることが判明したため、地方自治法第二九〇条の規定により議会の議決を求めるものです。第二八号と第二九号は、千寿園・大月荘・かわせみの特別養護老人ホ

ームの三施設について、事務の廃止と財産処分をするものです。第三〇号は、太陽の家・幡多郷土資料館・幡多公設地方卸売市場の三施設について、共同処理する事務の変更及び規約の変更に伴い財産処分をするものです。



▼ 請願・陳情 ▲

皆さんから提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
請願 第1号	伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について	不採択
陳情 第5号	愛媛県知事に伊方原発の再稼働問題の「公開討論会」開催を求める意見書の提出について	不採択
第3号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について	継続審査

▼ 提出された議案等 ▲

議案番号	件名	議決結果
第1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
第2号	平成二十六年宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第14号	平成二十七年宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、特別養護老人ホーム、介護保険事業）補正予算について	原案可決
第18号	宿毛市行政手続条例の制定について	原案可決
第19号	議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第20号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
第21号	宿毛市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
第23号	（土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町）との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて	原案可決
第24号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）	原案可決
第27号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更について（追認）	原案可決
第28号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）	原案可決
第29号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について（追認）	原案可決
第30号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	原案可決
第31号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	原案可決
第32号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	原案可決
第33号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決

一

般

質

問

第三回（九月）定例会の一般質問は、九月七日から九日までの三日間に十人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

空き家対策について

問 空き家問題に取組む庁内体制について問う。

答 環境課を窓口として、関係各課と連携をし、問題解決に向け取組んでいる。

問 宿毛市独自の空き家の実態調査について問う。

答 空き家等対策に関する特別措置法が施行されたことに伴い、市内全域の空き家調査を実施し実態把握に努め総合的な計画を策定する。

問 宿毛市が管理する施設についての実態把握について問う。

答 公共施設等総合管理計画の策定に取組む予定である。公共施設の取り壊しには起債が充当できることから、公共施設の管理に努める。

問 鶴来島地区の旧宿毛市連絡所について、大変老朽化しており長年にわたって鶴来島地区から施設の取り壊しの要望がある。島民の命に係わる大変重要な問題であり、起債も充当出来るのであれば、十二月議会に撤去予算を計上する等早急な対応が必要ではないか問う。

答 公共施設等総合管理計画が策定されていないので、今年度中は非常に厳しいが来年度の当初予算に予算化を予定している。

宿毛湾の海上自衛隊基地の誘致活動について

問 元防衛大臣森本敏氏が遊びで宿毛市を訪れた際、市職員二名が対応したとの報道があるが、市職員は公務中に公用車で対応したのか。

答 市職員二名が公務に公用車二台で対応した。

問 森本氏を招待した目的は何であるのかその理由を問う。

答 宿毛市が公式招待をしたのではなく、幡多地域に来るとの情報があったので、宿毛湾港等の利活用についてご意見をいただきました。ご要望をいたしました。

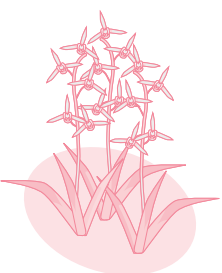
問 海上自衛隊の誘致活動について、尾崎知事は基地化の要望であると認識しており、明確に市長の考えと違っているがその対応について問う。

答 宿毛市が要望していることについて誤解があるとすれば、きちつと説明していく。

安全保障関連法案について

問 歴代の自民党政権は集団的自衛権については「日本国憲法第九条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」としてきた。しかし、憲法解釈を変更してこれを容認する戦争法案は、明確に違憲であり、憲法によって、権力者の行動を制約するという立憲主義の立場を変更すべきではなく廃案にすべきではないかと考えるが市長の所見を問う。

答 集団的自衛権の行使は、自衛の域を超えた拡大解釈に繋がる懸念がされ、憲法の本旨に反する恐れがあるものと考えている。





原田 秀明 議員

小中学校のいじめ問題について

問 宿毛市では子供たちが、いじめの被害を伝えやすい特別な工夫などはしているのか問う。

答 教育研究所の中に、子供支援ネットワークという専用ダイヤルと支援を行うソーシャルワーカーを設置、常時ではないがスクールカウンセラーや不登校支援員を配置して、児童からの相談を受けやすい環境づくりをしている。

問 いじめが発覚した場合宿毛市では、解決に向けて誰がどのような対応をするのか問う。

答 いじめの問題はいかに迅速に対応できるかが一番大切だと考えている。子供たちの発する危険信号を認識した場合は、校長などの管理職に速

やかに報告し、学校全体の組織力を持って指導に取り組みようとしている。家庭の深い愛情や支えや厳しさなど、家庭と学校そして地域社会など関係者が一体となって取り組むべきであるとも考える。

問 いじめ問題に対する今後の教育長の考えを問う。

答 いじめ防止等はすべての学校と教職員が自らの問題として、徹底して取り組むことが重要な課題であると考え、いじめを含めて児童・生徒の問題行動へは早期に発見・対応をすることとしている。いじめを認知した教職員についても問題を一人で抱え込むのではなく、学校全体で対処することと考えている。いじめの側への指導や措置についても、厳しい対応策をとることも必要と考える。

宿毛市推奨品認定制度について

問 平成二十一年の施行から現在までの認定件数とこれまでの評価を問う。

答 宿毛市の産業の振興に寄

与することを目的に、現在まで海産物やお菓子、酒類など二十六件の申請がありその都度審査会を開催して、すべてを推奨品認定した。現在の件数は十六件となっているが制度の認知度が高いとは言えない。認定品については、ふるさと納税の返礼品や市外のイベントなどに出品やPR活用をしている。

問 今後の宿毛市推奨品制度の磨き上げや対象品の見直しについて問う。

答 施行時より食品のみを対象としていたが眠っている商品を引き出すのであれば、食品以外や原材料の認定も一つの方法であるので検討していく。

問 行政も商工振興の後押しを積極的に行うべきだが、推奨品制度と連動した商品のPRやフォロワーについての考えを問う。

答 今後については、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略において宿毛市推奨品拡大事業を提案している。今後産業界におけるアンケートなどを製造業者へフィードバ

ックし、さらなる磨き上げと販路拡大を目指していく。



高倉 真弓 議員

防犯対策について

問 宿毛湾港新田地区公園内のトイレに防犯カメラが設置されたが、その後の被害状況を問う。

答 ご質問のトイレについては、器物破損等のいたずらが多発したため、昨年十月に子供見守りカメラを設置している。設置後は被害届を提出すべきたずらは発生せず、カメラの設置効果が出ているものと考えられる。

問 公共施設の防犯対策、カメラの設置について問う。

答 防犯上問題があると考えられる箇所に、防犯カメラの設置を行っている。市民の安心について、個人情報

保護の観点からも法令等に照らし、必要な対策を講じていきたい。

問 学校施設の防犯対策、防犯カメラについて教育長に問う。

答 沖の島小学校を除く十三校について業者に警備業務を委託し対策を講じている。防犯カメラについても設置しており、夜間や休日の防犯対策として既に十分な対策を講じている。ソフト面では子どもたちの防犯意識を向上させることも非常に大切なことであると考えており、適切な指導を行っている。

問 防災上のカメラが犯罪抑止にもつながると考えられる。防災、防犯の共用の検討を問う。

答 防災情報伝達システムの拡張機能の中に、風水害等、災害時の情報収集手段の一つとして監視カメラが提案されている。今後システムを運用していく中で、財政状況も勘案しながら導入の検討をしてまいりたい。



河川や水路の整備について

問 中筋川河川の整備について、進捗状況と今後の見通しを問う。

答 中筋川を含む渡川水系の河川整備計画については、国土交通省と高知県が連携する中で、国管理区間、県管理区間、内水区間の対策について、災害発生の防止、軽減対策や適切な維持管理に努めていくこととしている。今後は、堤防の余裕高が不足する区間のかさ上げを実施し、整備区間における治水安全度の確保を図る。ヤイト川と芳奈川については、堤防及び護岸の整備、堆積土砂の掘削等を実施し、必要な河川断面を確保する。

問 市内には河床整備が十分でないために、ゴミ等が集積してしまふところが多々あると思うが、水路の管理について問う。

答 ご指摘の水路はいわゆる青線で、以前は国有地で県の宿毛土木事務所が財産管理をしていたが、地方分権の流れの中で、宿毛市法定外公共物

管理条例を制定、地域住民の公共の用に供しているため、地域住民が維持管理してきた経緯がある。一斉清掃やクリンデー等でこれからも住民の方の維持管理をお願いしたい。



誘致活動について



山本 英 議員

問 六月議会では、自衛隊誘致は困難、寄港促進に取り組むとの答弁であった。寄港では宿毛の経済発展、人口増に有効な対策となりえない。寄港で得られる経済効果を問う。

答 平成十一年度からの十七年間で延べ七十三隻(自衛艦船二十九隻・クルーズ客船四十四隻)、約一万九千人が来られている。これらによる明確な経済効果を積算したものはないが、多くの方々が訪れることで、地域経済に大きく貢献するとともに、港の利活用の促進や特産品のPRにも大きくつながっていると考えている。

問 日本プロジェクト産業協議会が海底資源の掘削について二十八年から実証作業に入るようである。この探査船、掘削船等の母港化、精製プラ

ントの誘致を検討すべきではないか問う。

答 提案の内容は宿毛のハンディとなる都市部との距離・時間などの影響のないものであり、今後検討していく。

誘致活動に重要な安全保障観について

問 某新聞社の調査に安保法案は憲法に反すると答えたようだが、なぜ違憲なのか問う。

答 我が国の自衛権については独立国として当然に認められていると認識しているが、憲法九条のもとにおいて認められる自衛権の発動たる武力の行使は、政府が従来から認めている我が国に対する急迫不正の侵害があること。この場合にこれを排除する最適切な手段がないこと。必要最小限の実力行使にとどまるべきこと。この三要件に該当する場合に限定されていると認識している。集団的自衛権の行使に関しては関係国との多様な自衛での判断が求められ、自衛の域を超えた拡大解釈につながるものが懸念され、政府が認めてきた自衛権の発動

たる武力の行使と認められない事例が想定されることから、憲法の本旨に反するおそれのあるものと認識しているからである。

防災について

問 災害対策本部は装備品や全般の指揮統制からは庁舎に固定する方が望ましい。現在の職員数では何直体制がとれるのか問う。

答 被災状況によっては、速やかな職員参集が困難な場合や全職員が参集できないといった事態も想定されるが、発災後の時間軸によって二交代制、三交代制の構築に努めてまいりたい。また、来年度、南海トラフ地震発災後の復旧活動を円滑に行うため、あらかじめ遺体安置所や瓦礫の一時保管場所等を決めていくための応急機能配置計画を策定予定である。本計画と策定済みの業務継続計画が両輪となり、発災後の迅速な災害対策本部の設置と運営につながるよう取り組む。



山戸 寛 議員

市立保育園の職員体制について

問 市立保育園の正規職員と臨時職員の比率について問う。

答 今年四月現在、保育士の正規職員は五十六名、臨時的任用職員は十九名となっている。

問 臨時保育士の経験者、契約の更新回数、多い方では二十五年以上と聞いている。実際どれだけの方が、長期にわたって毎年度の更新にに応じてくれているのか問う。

答 通算勤務年数は様々であるが、二十年程度の職員が少数おり、その他は六か月から六年程度の職員が多数を占めている。

問 現在の臨時職員の契約期間は四月二日から翌年の三月三十一日まで一年三百六十五

日の中、三百六十四日となっている。この方々の賞与は年に何回支給されているのか問う。

答 四月一日から翌年三月三十一日の雇用なら年に二回支給している。四月二日からの場合には、六月の基準日時点では二か月未満の勤務日数になるために、六月の特別賃金は支給していない。

問 この方々は勤務内容が正規職員と全く同じであるにもかかわらず、年の中たった一日足りないために、何年何回再契約を繰り返しても一切夏の賞与はもらえない。基準日という観点から、十二月、一月、二月、三月、四月、五月、賞与という点では、全くのただ働きにされている。この点について所見を問う。

答 今後、保育現場と再度協議をする中で、雇用形態や改善点について真剣に検討して行きたい。

問 臨時職員とは言え、保育現場のベテランである職員が、毎年三月が近づくとまた来年も契約してもらえないかどうか、不安を抱えて困惑する。毎年

毎年の契約更改ではなしに、一定期間継続して、夏のボーナスも支給できる安定した雇用形態をとるべきではないか問う。

答 保育士の確保は非常に重要だと考えているので、今後調査研究して行きたい。

問 総務省では、本格的な業務に従事することができ、かつ複数年にわたる任期設定が可能である場合には、臨時職員から任期付職員への転換の検討を促すような内容の文書が既に出されている。この制度、市立保育園の臨時職員にも適用可能ではないか問う。

答 民間委託や保育園の統合などの見通しが確定していない現時点では、この制度の適用は難しいと考えるが、より質の高い人材を集め、保育サービスを充実して行くためにも、雇用条件を見直して行くことは課題であると認識している。県内市町村の動向はもちろん、先進的な取り組みを取り入れている市町村について、調査研究して行きたい。

答 法規制の範囲内であっても、周辺環境と調和が必要と考える。同様の案件が生じた時点で検討したい。



川村 三千代 議員

太陽光発電システムについて

問 宿毛市における太陽光発電の現状について把握されているか問う。

答 当システムに関しては市町村に対する許認可や届け出義務がないので、設置の数等について詳細は把握していない。

問 土佐清水市では景観を乱すとの観点から反対運動が起こっている。又、四万十市では、環境保全に配慮がなされていないこのシステムの設置に関して、何らかの制限を設けようとしている。

答 法規制の範囲内であっても、周辺環境と調和が必要と考える。同様の案件が生じた時点で検討したい。

問 西南中核工業団地内にも設置されているがどのように考えているのか問う。

答 一区画で太陽光発電のみを行なうのは、農村地域工業導入実施計画の中で導入すべき対象業種に含まれていない。工業団地の造成の目的は幡多地域の雇用の創出であり、雇用を生まないこの事業の進出は遺憾に思っている。今後どのような対応が可能か県とも研究していきたい。

河川・海岸堤防の津波地震対策について

問 南海トラフ地震による市街地の長期浸水が想定されているが、それに備えての河川・海岸堤防の津波対策はどの程度進んでいるのか問う。

答 県の計画によると、満潮時に海水が市街地へ流入しないよう堤防のかさ上げ、強化に向け、松田川堤防、新田、高砂、小深浦西側の海岸を平成三十一年度、片島、大島北側、小深浦東側海岸を平成三十六年度までに完成、大島南側海岸を平成三十七年度着手することとし取り組んでいる。

市長の市政への取り組み、姿勢について

問 今期限りと表明された市長にとって、残る任期もあとわずかとなったが、これからどのような姿勢で市政に取り組むのか、この四年間の思いも含めて問う。

答 就任した年、東日本大震災が発生し、何より自然災害から市民の生命、財産を守る、それを最重要課題として全力で取り組んだ。県の産業振興計画と連動し、各分野で成果をあげ、産業祭をはじめ様々な催しを通し、地域振興に努めてきた。プロフェッショナルな職員に支えられ、市民の皆様からご提案、ご意見を賜り、市長として又、それ以前の市、県議会議員として四半世紀にわたり、地域を発展させたいとの思いで力を尽くしてきた。すべての皆様に心からお礼を申し上げる。

残された期間、今までのことも総括しながら、次の市政につなげていけるよう職員と一体となって事業を進めてまいりたいと思っている。



野々下 昌文 議員

地方創生への取り組みについて

問 本市の人口ビジョンの基本的な方向性、取り組みについて問う。

答 平成十二年以降、死亡者が出生者を上回る自然減少と転出が転入を上回る社会減により、深刻な人口減少局面に

入っている。基本的な方向性として、U・I・J・ターンの促進、子育て環境の充実、安定した雇用の確保、結婚、出産支援策の充実を通じ、子育て世代の安定移住を促進し、若年層の流出を抑制するとともに、人口維持に必要な合計特殊出生率の上昇を図っていく。

問 県内で近年増加している外国人観光客に対し、近隣市では、積極的なアジア向け外交戦略を展開している。今後の海外戦略について所見を問う。

答 訪日外国人が一千万人を超え、中国やアジア地域から多く訪れている現状を踏まえ、新しい人の流れを作るには、海外へ積極的に発信することは、大変重要と考えている。現段階では、県単位、広域での対応が効果的であると考

えており、今後も、県や関係市町村と連携を図り交流人口の増加に取り組んでいく。

子供の貧困について

困であることを意味している。子供貧困対策法、又、対策大綱などの国の動きについての認識を問う。

答 国が子供の貧困対策や大綱などを設けたことは、状況が大変な事態になっている表れではないかと思う。貧困は、子供の生活や成長に、さまざまな影響を及ぼす。

生まれ育った家庭の事情等に左右されないように、子供たちの成長環境の整備、教育を受ける機会の均等を図る貧困対策は極めて重要であると認識している。

問 本市の現状についてどのように把握されているのか問う。

答 独自の指標の設定をしたり、貧困率を算出するなど、現状を数値化することは困難であるが、生活の困窮などにより望ましい食習慣や、生活習慣が形成できず、年齢に応じた発育、発達状況、生活状況に問題のある子供や、十分な学習の機会が与えられていない子供が存在している現実があることは把握している。

問 生活困窮者自立支援制度では、任意事業として子供学

習支援が組み込まれている。今後の学習支援について本市の方向性を問う。

答 家計相談事業以外の任意事業は行っていないが、中学校三校での放課後学習事業や五校で放課後子供教室事業を行っている。今後、他市町村の実績や取り組みなども確認し、財政的な負担も考慮し、来年度の任意事業について検討してまいりたい。



川田 栄子 議員

行政課題への取り組みについて

問 公的な役割を果たす自発的な活動や、団体に対して、支援が必要と考えるが、所見を問う。

答 民間による自発的な活動や、団体設立については、公共性に基づいて内容を精査し、できる限り支援していく。

問 行政が、住民に信頼されなければいけない。行政と市民との再構築についての見解を問う。

答 市職員として、使命感をもち市民生活の向上に向け、全体の奉仕者であることを認識し、信頼される職員を目指して取り組んでいく。職員の意識改革については、今後も、職員の士気の高揚と住民サービスの向上に努めていく。

問 行政成果を出すためには、縦割り構造を変えることが重要と考えるが、所見を問う。

答 課を超えて対応が必要な業務については、横断的に連携して対応している。今後も、情報共有を徹底していく。

若者支援と子育て支援について

問 一次産業の後継者は、出会の場が少ない。情報の力を使って、宿毛の良さを全国発信してはどうか。また、出会の場の必要性について問う。

答 各分野に後継者対策が求められており、結婚支援を充

実させることが、少子化対策にもつながると考えており、結婚できる環境づくりに取り組んでいく。また、出会いの場の創出は、人口減少に歯止めをかける施策として大変重要と考えており、支援策については、総合戦略の今後の協議を見て対応していく。

問 安心して子育てできる社会環境の整備が不可欠と考えるが、所見を問う。

答 人口減少に歯止めをかけるためには、子どもを産み育てる世代の流出をとめ、呼び込む施策が最も重要だ。現在策定中の宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に子育て世代の定住、移住を促進する事業を盛り込んでいきたい。

山間地の公共交通について

問 山間路線は、交通対策というより、福祉行政の一環として考えるべきだ。お試し運行の結果を受けての今後の対策を問う。

答 今年度、コンサルタントに委託して、九月から橋上地

域、小筑紫地区の一部で調査研究を行うことにしており、地元の方と協議を行う予定で、将来にわたって持続可能な運行体制について考えていきたい。

小筑紫保育園保険未加入問題について

問 小筑紫保育園新築工事の火災後の進捗状況と、保険加入の確認体制について問う。

答 十二月完成に向け、八月末の進捗状況は四五％で計画通り履行できている。今後、保険の未加入を防ぐため、証券等のコピーを提出させるなどのチェック体制で対応している。



国保財源の運営について



山岡 力 議員

問 宿毛市では中学校終了まで子供の医療費を無料化しているが、国は安易な受診が増えるとして、国庫負担金を減額している。医療費無料の恩恵を受けているのは国保加入者だけではなく、他保険の加入者も同じように恩恵を受けている。本市では一般会計から国保会計への繰り入れは行われていないが、受益と負担の公平性からも、国庫負担金減額分を繰り入れてはどうか見解を問う。

答 これまで、法定外に一般会計から繰り入れることは、国保加入者以外の方に負担を求めることになることから、原則行わない運営をしてきた。しかしながら、子育て支援策の安定化を行った実効性のある福祉施策に対し、国保保険者のみが負担を強いられてい

ること。また、厚生労働省からも国庫負担金の減額相当分については、一般会計による所要の措置を講じられたいとのお知らせされていることから、国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申を踏まえて検討していきたい。子供医療費の助成事業は、国が一定の責任を負うべきものと考えられるので、地方単独事業に伴う減額調整措置の見直しに向けて、他市町村とも連携をとりながら、国に要望をあげていきたいと思っている。

公用車使用について

問 現在私人である森本元防衛大臣の送迎に公用車を使用した件が新聞紙上に掲載されると不信に思う事は当たり前と考えるが、見解を問う。

答 公用車を使う場合、相手が公人という形だけでなく、私人に対しても会社に対しても、行政上市民のために資する事であれば、公用車を使用する。森本氏は非常にいろんな情報を持たれている方であり、宿毛湾港等を視察していただき、その活用について何かご意見等がいただけるのではないかと

との思いで行ったものである。

海上自衛隊誘致について

問 要望書を何度も読み返しても、市長の言う艦船誘致致とする文言は見つけられない。要望書にうたわれたそのものを要望していると言ったほうがすっきりするのではないかと問う。

答 私が望んだのは、南海トラフの巨大地震に対して、宿毛市には自衛隊の応援が届かないことが県の調査でもわかっている。非常に孤立してしまっている状況の中でこの宿毛湾港を利用して防災上の対応が有効に利用できるのではないかと強い思いもあって、自衛隊の寄港誘致、あるいは燃料や水の補給など総合的な役割を持つ自衛隊の、そのような活動が欲しいという要望をしてきたものである。



濱田 陸紀 議員

消防団の組織改編と定数削減について

問 市政懇談会で消防団の定数削減について提案がされたとの話を聞いた。

答 消防団とは、地域防災力の中核として市民の生命、財産の番人として代替のできない存在である。三・一一以来、何処の自治体もいざと言う時、一番頼りになるのが地域の消防団である。削減理由について問う。

答 消防団組織については、八分団を二十四部、四百九十八名体制で活動している。現在は定数を確保できているが人口減により団員確保が難しい状況が出てきている。今計画は人員削減のみを目的としたものではなく、詰所を集約して最低限の初動人数が確保できれば、火災対応が速やかにできること、さまざまな事情により団活動に従事できない

い団員もいることから、削減しても機能は維持できると考えている。再編計画については、今後も話し合いをしてみたい。

問 各地区に自主防災組織が組織されている。災害時の活動について消防団関係者による訓練、指導等はどの様に行われているのか問う。

答 自主防災組織からの要請があれば、消防職員が地域に出向き、消火訓練、救急法、各種災害に対する対処法を指導している。

消防屯所の高台への統合移転について

問 高台に屯所を新築すれば、津波への対応はよいとしても近くに消防屯所があれば、いざという時、必ず近くの団員が駆けつけてくれる。それが一キロ、二キロ先の高台まで消火機材を取りに行く間にボヤで済むものが延焼し大火事になる場合がある。私は一か所の高台移転は反対である。所見を問う。

答 大きな津波が来た場合に、

屯所も車両も資機材も、すべて流される状況になったら、後の復興復旧は全くできない。そういうことに対応するため、地域の皆さん方との合意を頂く中で高台に移転して再編できるところは再編してゆくの望ましいと考えている。

問 大島地区は、津波が来て橋が決壊すれば、陸の孤島となる。今の屯所を小深浦の方に統合することは、小さなボヤが大火となるおそれがあり人口が集中している大島、片島には屯所を置くべきと考えが所見を問う。

答 本市の消防団詰所は昭和四十年から五十年に建設されたものが九割でほとんどが補

強ブロック造りであることから建て替えが必要である。大島の詰所については、大島橋の落橋により同地区が孤立するおそれがあることから、島内の高台に移転新築を計画している。



人事案件

平成二十七年第三回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

○教育委員会委員の選任

増田全英氏（再任）

行政視察報告

総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

【総務文教常任委員会】

日時 七月二十八日(火)

午前十時より

視察地 島根県雲南市

視察テーマ

「地域の再生・創生に向けた取り組みについて」

雲南市(うんなんし)は島根県の東部に位置し、松江市、出雲市と接する人口約四万人の都市です。

総面積五百五十三・十八平方キロメートルの大半が林野で、豊かな森林や河川などの自然と、市民の生活が融合されたまちづくりが整備されています。

雲南市は、まち・ひと・しごと創生事業にいち早く着手し、検討し、人口問題や地域課題の解決に必要な施策を盛り込んだ「雲南市総合戦略」を、今年三月に公表しました。

この戦略では「子どもから

大人までのチャレンジ」を中心としたプロジェクトに取り組んでいます。

本委員会としては、「地域の再生・創生に向けた取り組みについて」を視察テーマとして、

- 若者の流出を防ぐための雇用の場の確保について
- 移住促進に向けた取り組みについて
- 出合いの場・結婚問題についての取り組みについて
- 施策推進における地元の理解と協力や、課題への取り組みについて

などといった点について、質疑応答を交えながら研修を行いました。

日時 七月二十九日(水)

午前十時より

視察地 岡山県総社市

視察テーマ

「英語特区について」

総社市(そうじゃし)は岡山

県の南西部に位置し、岡山市と倉敷市に隣接する、温暖で雨が少ない瀬戸内海特有の気候に恵まれた、人口約六万七千人の都市です。

総社市では、昨年度から、子どもたちに豊かなコミュニケーション能力と国際的視野を身に付けることを目標に掲げ、子どもの数の減少が激しい山間地域内の、幼稚園二園・小学校二校・中学校一校を「英語特区」として指定し、一貫性のある特別な英語教育を提供する事業をすすめています。また、市外や他地区から各校への受け入れを行うことにより、人口減少の歯止めも見込んでいます。

【産業厚生常任委員会】

日時 八月四日(火)

午前十時より

視察地 島根県邑南町

視察テーマ

「日本一の子育て村を目指す取り組みについて」

邑南町(おおなんちょう)は島根県中南部の山間地に位置する人口約一万一千人の町です。主要産業は農林業で、広島市から高速道で一時間との立地

の良さから、観光サービス業にも力を入れています。

高齢化率が四〇%を超え、右肩下がり的人口減少が続いていた邑南町では、平成二十三年度より若者の定住促進と出生率の向上を目指す定住プロジェクトを開始しました。このプロジェクトの柱として、地元食材を活用する「A級グルメのまちづくり構想」と子育てしやすい環境整備を行う「日本一の子育て村構想」を掲げています。

本委員会は、主に子育て支援の取り組みについて調査しました。

日時 八月四日(火)

午後二時より

視察地 広島県安芸高田市

視察テーマ

「住民との協働のまちづくりについて」

安芸高田市(あきたかたし)は、平成十六年に六町の合併により誕生した人口約三万人

の市です。広島市に隣接し、中心部の交通の利便性は良いものの、市内は大小の山に囲まれ、面積の約八割を森林が占めています。

安芸高田市では、合併により住民の声が行政に届きにくくなることを防ぎ、住民と行政の共存によるまちづくりを推進するため、三十二の地域振興組織を市内全域に設置しました。

これらの地域振興組織は「自らの地域は自らの手」という自立的な住民自治活動を行うため、集落を基層とした大字単位、小学校区単位で組織されています。

本委員会では、主に地域振興組織の取り組みについて視察研修を行い、

- 設立の背景と組織の概要
- 活動状況と課題
- 行政の具体的な支援内容
- 川根振興協議会の取り組みなどの点を調査しました。

*詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきます。

なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載しておりますのでご覧下さい。

各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏名	川田 栄子	川村 三千代	原田 秀明	山岡 力	山本 英	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	宮本 有二	濱田 陸紀
番号														
請願第1号	採択	不採択	不採択	採択	不採択	採択	採択	採択	議長	不採択	採択	不採択	不採択	不採択
陳情第5号	採択	不採択	不採択	不採択	不採択	採択	採択	採択		不採択	採択	不採択	不採択	不採択

■ 議会報告会の開催について ■

議会活動の状況を市民の皆様へ報告し、市政に関する情報提供に努めるとともに、議会に対するご意見を直接お聞きする機会とするため、次の日程で議会報告会を開催いたしますので、皆様の積極的なご参加を賜りますようご案内いたします。

◎開催日、会場（各会場とも2時間程度の予定です）

- 平成27年11月11日(水) 午前9時～鶴来島離島センター
- 午後1時～沖の島開発総合センター
- 午後7時～宿毛市役所3階 委員会室

● 議会用語Q&A

Q 採択・不採択とは。

A 議決のうち、請願・陳情について、これを肯定する議会の意思決定を採択、否定する意思決定を不採択といいます。

★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。
詳しくは「会議録」をご覧ください。
九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

〈 編集後記 〉

今年も早いもので残すところ二ヶ月となりました。
秋はまさにスポーツの秋、芸術の秋といわれます。
市内各地で運動会やスポーツ大会、展覧会が開催されています。
九月議会においては、議会に新風を送った新人議員をはじめ十人の議員が登壇し、市政全般について活発な議論が行われました。
今後においても私たち議会としても行政の執行状況についての監視役としての役割を明確にする中で、市民福祉の向上に懸命の努力をいたす所存であります。
市民の皆さんの積極的なご指導並びにご意見を賜りたいと存じます。

〈 編集委員 〉

- 松浦 英夫
- 山本 英
- 高倉 真弓
- 野々下 昌文
- 寺田 公一

災害に強いまちづくり ～新たな災害情報伝達システムの整備を進めます～

【問い合わせ先】

危機管理課 ☎63-0951

宿毛市では、新たな防災情報伝達システムの整備を進めています。携帯電話ネットワークによる市内の通信網を活用し、これまでの音声放送に加え、市民の皆さんの携帯電話・スマートフォンへ災害情報や火災情報などを伝達する仕組みを構築し、災害時などにおける情報伝達の迅速化・確実性の向上を図ります。このため、12月1日以降随時、消防用スピーカーや市内沿岸部にある防災行政無線スピーカーの高性能化工事を行うため、山奈、平田、橋上、山北地区といった、消防団員招集のためのモーターサイレンによる時報が吹鳴されている地区は、工事後はチャイムなどによる時報に変更（そのほかの地区は従来どおり）となります。また、工事後後は、試験放送をさせていただきます。

※市民の皆さんの携帯電話・スマートフォンを活用した伝達システムの内容については12月号の広報でお知らせします。



消防コーナー

●秋の火災予防運動

11月9日から15日の1週間に行われ、秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。

この運動は、これから冬を迎え、空気が乾燥し、暖房器具など火を取り扱う機会が増えるため、火災が多発する時期になることから、地域住民の皆さんの防火・防災に関する意識や行動力を高め、火災の発生を防止し、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い生命や財産を守ることを目的としています。また、この期間中に宿毛市消防団による防火パレードが実施されます。



●風邪の予防も万全に
気温が低下して乾燥してくる気候は、火事だけでなく健康にも影響を与えます。これ

からの季節、一番に思いつく病気といえば、『風邪』です。帰宅した際には、手洗いやうがいによって、手やのどに付着した菌やウイルスなどを洗い流して、身体への進入を防ぎます。また、気温が低下すると、体の免疫力も低下して体調を崩しやすくなります。バランスの良い食事で栄養を取り、暖かくして十分な睡眠をとるようにしましょう。ただし、暖かいからといってコタツでそのまま眠ると、かえって風邪を引きやすくなるのでやめてください。

もし、「風邪を引いたかな」と思ったら、無理をせずに休養を取りましょう。『風邪は万病のもと』ともいわれます。軽んずることなく、ひき始めのうちに治すことを心がけましょう。



【問い合わせ先】

宿毛消防署
☎63-13111
FAX 63-33396

無防備な心に火災がかくれんぼ

地域災害支援ナース育成研修

高知県下で発生する広域自然災害の際に、地元の救護所などで活動する「地域災害支援ナース」を育成する研修です。現在、現場を離れている方でも、看護職ならどなたでも参加できます。

日時

12月13日(日) 9時～16時

場所

渭南病院

対象者

保健師・助産師・看護師・准看護師

参加費

無料

申込方法

災害看護研修申込書B(ホームページからダウンロード)を提出

※電話でも受け付けます。

申込締切

12月6日(日)

【問い合わせ先】

公益社団法人高知県看護協会
☎088-844-0678
http://www.kochi-kangokyo.kai.or.jp/



避難行動要支援者名簿の作成について

災害対策
基本法に
基づいて

「災害時要援護者登録制度」は 「避難行動要支援者名簿」へ移行します

市はこれまで独自に、災害時に支援が必要な方の名簿づくり（災害時要援護者登録制度）を進めてきましたが、国の災害対策基本法が改正され、市町村は新たに避難行動要支援者名簿を作成することが義務付けられました。

市は、この法律に基づいて名簿を作成し、本人の同意が得られた場合は災害時の円滑で安全な避難支援のため、平常時から消防や警察などの関係機関に名簿情報を提供します。

名簿登録の対象となる方には、同意申請書を郵送していますので、必要事項を記入してご返送ください。

なお、災害発生時には法律に基づき、本人の同意が得られない場合でも生命保護のため名簿情報を関係機関に提供する場合があります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



【問い合わせ先】 福祉事務所社会児童係 ☎ 6 3 - 3 3 1 1

「避難行動要支援者名簿」作成の流れ

市から対象者（※1）に、同意申請書を郵送



関係機関（※2）への情報提供に同意・不同意の意向と、必要事項を記入し、市へ返送してください。

◆名簿に記載する項目は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、対象となる要件などです。

同意の場合



平常時から関係機関に名簿情報を提供します。

不同意の場合



返信内容を名簿に登録しますが、平常時には関係機関に名簿情報を提供しません。
※災害発生時には、法律に基づき提供する場合があります。

※1 市の定める対象者の要件は生活の基盤が自宅にある次の①～⑥の方です。

- ①要介護3～5の認定を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③療育手帳Aを所持する知的障害者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で市長が支援の必要を認めた者（*）
（*）①～⑤のほか、避難にあたって支援が必要な方で名簿への登録を希望する場合は、福祉事務所へ申請してください。

※2 名簿を提供する関係機関は次のとおりです。

自治会・自主防災組織等、民生・児童委員、宿毛市社会福祉協議会、宿毛警察署、幡多西部消防組合、宿毛市消防団、宿毛海上保安署、その他、市長が特に必要と認めた者または団体



すくも郷土かるた 読み札 大募集!!

募集中!!



いごっそで 奴隷解放 大江卓
ろてんしょう にぎわう本町 商店街
はるになり 荒瀬の山が 桜燃ゆ

にし空に 沈む夕日の だるまさん

宿毛にて 偉人生まれし ほまれかな



募集テーマ 宿毛の歴史、文化、自然など郷土にまつわる読み札

- 応募対象** 宿毛市民および宿毛にゆかりのある方
(小・中・高校生 大歓迎)
- 募集期間** 平成27年11月1日(日)～平成28年3月31日(木)
- 募集内容** いろは歌の44文字のいずれかの文字、もしくは「宿毛」から始まる読み札。語調は5・7・5を基本とし、多少の変形はかまいません。方言が入ってもかまいません。
- 応募方法**
- web応募…HPにお進みいただき、応募詳細をご確認の上、ご応募ください。
<http://www.pikara.ne.jp/takuikai/>
 - 投書の場合…応募用紙を市内各所(宿毛市役所および支所、宿毛坂本図書館、宿毛郵便局、フジ宿毛店ほか)に設置していますので、必要事項をご記入の上、応募をお願いします。
 - 郵送の場合…応募用紙に必要事項をご記入の上、下記あてに郵送をお願いします。
〒788-0026 宿毛市自由ヶ丘4-5大江方
「すくも郷土かるた」作成委員会
- 景品** 最優秀賞 1点(図書カード10,000円)
優秀賞10点(図書カード1,000円)
読み札採用者には、完成したかるたを進呈
- 主催** 卓囲会(大江卓研究会)

いろはかるたとは??



いろは歌の

「い・ろ・は・に・ほ・へ・と・ち・り・ぬ・る・お・わ・か・よ・た・れ・そ・つ・ね・な・ら・む・う・い・の・お・く・や・ま・け・ふ・こ・え・て・あ・さ・き・ゆ・め・み・し・え・ひ・も・せ・す」の47文字を、句の頭において作った短歌のかるたです。

すくも郷土かるたでは、いろは歌の重複の「い」「お」「え」を抜いた44文字と、「宿毛」から始まる45句を募集します。

協賛：公益財団法人坂本報効会
後援：梓会・国際ソロブチミスト幡多・宿毛市・宿毛市観光協会・宿毛市教育委員会・宿毛青年会議所・スワンテレビ・宿毛ライオンズクラブ・宿毛ロータリークラブ

第5回 豊ノ島杯ちびっこ相撲大会開催

本市出身の関取、豊ノ島関が相撲をもっと身近に感じてもらうため、相撲未経験の小中学生などを対象とした相撲大会を開催します。たくさんのご参加をお待ちしています。

日時

12月19日(土)

9時～(集合8時)

場所

宿毛市相撲場(和田)

参加対象

相撲未経験の小中学生、幼児(4歳以上、男女不問)

競技種別

①団体戦(3人制)

●低学年(1・2・3年生各1名の部)

●高学年(4・5・6年生各1名の部)

※各学年正選手1名、交代選手1名

※交代選手は無しでも可。なお、2名での登録も可。

※1学年上の学年にエントリーすることも可。

※幼児の団体戦はありません。

②個人戦

●幼児の部(定員20名)

●小学生の部

1～6年生までの学年別

申込締切

11月26日(木) 17時

参加費 無料

表彰

団体・個人戦とも3位まで表彰(3位決定戦は行わない)

参加賞

豊ノ島関のサイン入りの手形色紙(参加者全員)

その他

●服装は各学校などの体操服で、男子は上半身裸とします。

●体操服の上に「まわし」を付けます。「まわし」は主催者側にて準備し、着用させます。

●競技中に負傷した場合、主催者は応急処置を行います。その責任は負いません。

●防寒着や飲み物は、各自で持参してください。

●会場の駐車場は台数に限りがありますので、パルス宿毛の駐車場をご利用ください。

●昼食(ちゃんこ鍋など)を用意します。

主催 豊ノ島関宿毛後援会

【申し込み・問い合わせ先】
学校教育課
☎ 6311102

みんなで創ろう人権のまち

人権シリーズ 242

人が人らしく生きるために…

【問い合わせ先】 人権推進課 ☎62-0225

12月4日(金)～10日(木)は
人権週間です

12月4日(金)から10日(木)までの期間は、「世界人権宣言」を記念して、人権週間として定められています。

宿毛市でも、差別のない、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、さまざまな取り組みをしています。いまだに誤った知識や偏見に基づく差別やいじめ、虐待、家庭内暴力など多くの人権課題

が存在しています。

人権とは誰もが幸せに生きる権利です。人は、みな平等であり、人権はすべての人に保障されています。一人ひとりがお互いを思いやり、認め合いながら、みんなの人権を大切に守っていきましょう。

宿毛市では、この期間中に、講演会や市内の小・中学生の人権作文発表会を開催します。

普段、何げなく過ごしている日々の生活の中で、人権という視点から眺めてみると、さまざまな問題に気付くと思います。この人権週間を機に、今一度身近な人権について考えてみましょう。

人権フェスティバル

〈開催日〉

12月5日(土)(受付9時～)

〈場所〉

宿毛文教センター

〈プログラム〉

● 9時30分～11時20分

映画上映

「ある精肉店のほなし」

● 11時20分～12時

講演会

講師

演題

「いのちを食べて

いのちは生きる」

〈講師プロフィール〉

東京生まれ。自由学園卒業。平成13年ポレポレタイムス社に入社。本橋成一監督の『アレクセイと泉』『ナミイと唄え』の映画製作に携わる。平成22年に上関原子力発電所に反対し続ける島民の暮らしを映し撮った映画『祝の島』を初監督。シチリア環境映像祭で最優秀賞受賞。大阪貝塚市の北出精肉店の家族の暮らしを描いた2作目『ある精肉店のほなし』(平成25年)は釜山国際映画祭、山形国際映画祭招待作品。ニッポンコネクション(フランクフルト)ニッポン・ヴィジョンズ観客賞、第5回辻静雄食文化賞。平成26年度文化庁映画賞文化記録映画部門大賞。



講師 阿原 綾子 氏

● 9時～13時

作品・パネル展示

正和・貝礎・手代岡隣保館の交流事業など(生け花、折り紙、識字、書道など)や児童館の子ども会活動で作った作品、人権啓発パネルなどを展示。

DVは、犯罪です!

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人に対する暴力のことで、重大な人権侵害です。身体的な暴力だけでなく、「長時間の無視・性行為の強要」、「人格を否定する暴言」、「生活費を渡さない・交友の制限」なども暴力にあたります。あなたが配偶者や恋人から暴力を受けている、または暴力をふるってしまうときは、1人で悩まず相談してください。秘密は守られます。

相談先	女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画 センター「ソーレ」	警 察	宿毛市人権推進課
対象者	女 性 DV被害者である男性	女 性 男 性	暴力被害者	DV被害者
電話番号	☎088-833-0783	女性向け ☎088-873-9555 男性向け ☎088-873-9100	警察本部の総合相談係 (☎#9110または ☎088-823-9110) 最寄りの警察署の生活安全担当課	☎62-0225
相談時間 など	月～金曜日 8:30～22:00 (17:15～18:00は除く) 土・日・祝日 9:00～20:00(12:00～ 12:50,17:30～17:40は除く) ※年末年始は休み	女性向け 9:00～17:00(休館日を除く) 男性向け 18:00～20:00 (第1・3火曜日、第4水曜日) ※休館日:第2水曜日、祝日、年末年始	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ	月～金曜日 9:00～17:00 (土・日・祝日、 年末年始は休み)
～ あなたとあなたの周りの大切な人を守りましょう ～				

宿毛市行事予定表

平成27年 11月

開催日	行 事 名	時 間	場 所	問い合わせ先
3(火・祝)	第27回 幡多地区小学生陸上競技大会 第4回 幡多地区陸上競技記録会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
5(木)	宿毛市戦没者追悼式	10:30	宿毛文教センター	福祉事務所 ☎63-3311
	献 血	11:30	フジ宿毛店	保健介護課 ☎63-1113
6(金)	献 血	9:00	宿毛市役所	保健介護課 ☎63-1113
7(土)	幡多地区中学女子バレーボール新人大会 (～8日)	9:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
8(日)	宿毛市クリーンデー		市内全域	環 境 課 ☎63-1697
	第38回 西日本大会1部幡多予選 (軟式野球)1日目	8:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎66-1467
	第32回 宿毛川柳大会	9:00	宿毛文教センター	宿毛川柳会事務局山崎 ☎63-0536
	第43回 宿毛市芸術祭	13:00	宿毛市総合社会福祉センター	生涯学習課 ☎63-3394
9(月)	ふれあい保育	9:30	市内各保育園	各保育園
	ふれあい保育	10:00	宿毛幼稚園	宿毛幼稚園 ☎63-2914
育児相談	11:00			
10(火)	行政相談「1日行政相談所」	13:00	宿毛文教センター	三本義男 ☎63-1800 山岡まゆみ ☎63-1468
	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
12(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
13(金)	モラロジー1日セミナー(～14日)	19:30	JA高知はた宿毛支所	宿毛モラロジー事務所 ☎63-1038
14(土)	第9回 四国西南高校バレーボール大会	8:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	寒蘭の里とさ宿毛展示大会(～15日)	14日 13:00 15日 8:30	宿毛市和田体育館	商工観光課 ☎63-1119
	すくも健康づくり市民公開講座	14:00	宿毛市総合社会福祉センター	大井田病院地域連携相談室 ☎63-2101
15(日)	第38回 西日本大会1部幡多予選 (軟式野球)2日目	8:00	宿毛市野球場	総合運動公園 ☎66-1467
	宿毛市体育協会バドミントン大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	第15回 グラウンドゴルフ幡多大会	9:30		
	第43回 すくも俳句大会	10:00	宿毛文教センター	すくも俳句会篠田たけし ☎63-3001
17(火)	出張年金相談	10:00	市役所(市民課で受付)	市 民 課 ☎63-1112
19(木)	あいさつ・声かけ運動日		市内全域	青少年育成センター ☎63-4197
20(金)	通学路安全の日		市内全域	総 務 課 ☎63-0948
21(土)	第1回 幡多地区ワナゲ交流大会	8:30	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	第11回 高知くろしおサッカー大会in宿毛 (～22日)	12:00		
22(日)	休日市税納付窓口開設日	9:00	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
	2015 宿毛ミニフットサル冬季大会	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	橋上子ども和太鼓クラブ15周年記念発表会	13:30	宿毛文教センター	土田章雄 ☎63-5738
	第2回 宿毛の歴史講座 「兼山に学ぶ～業績と評価～」	14:00	宿毛文教センター	宿毛歴史館 ☎63-5496
	歴史資料保存相談窓口			
23(月・祝)	子ども工作教室「和とじ帳づくりに挑戦」	10:00	宿毛文教センター	宿毛歴史館 ☎63-5496
25(水)	全国一斉情報伝達訓練	11:00	市内沿岸部	危機管理課 ☎63-0951
26(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
28(土)	第7回 宿毛市長旗争奪 第10回 スクスイカップ大会(少年野球)(～29日、12月5～6日)	8:30	宿毛市総合運動公園ほか	総合運動公園 ☎66-1467
	第4回 すくも探健元気ウォークラリー	9:00	宿毛市総合運動公園	保健介護課 ☎63-1113
	子どもいけばな教室	10:30	宿毛文教センター	中央公民館 ☎63-2618
	土佐愛蘭会西部地区遅花展示会(～29日)	28日 13:00 29日 8:30	宿毛市総合運動公園 市民体育館武道場	遅花会事務局 ☎65-8187
¹² 月 5(土)	人権フェスティバル	9:30	宿毛文教センター	人権推進課 ☎62-0225

固定資産税 4期
国民健康保険税 5期
介護保険料 5期
後期高齢者医療保険料 5期

11/30

納期限

高知けいば
パルス宿毛

11月 1・7・8・14・15・22・23・28・29
12月 5・6・12・13・19・20・27・31

〈ホームページ〉 <http://www.keiba.or.jp> (i-mode) <http://www.keiba.or.jp/i/>

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
11	22(日)	市役所税務課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			

夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
11	12(木)	市役所税務課	17:15～19:00
	26(木)	〃	〃

乳幼児健診を受けましょう

乳幼児健診は、お子さんが健康で順調に育っているか確認し、成長や発達に関わる病気の早期発見を目的で行っています。

健診当日は、小児科医師や保健師などの専門的なスタッフもおり、子育てに関する相談も可能ですので、ぜひ受診をお願いします。

宿毛市乳幼児健診の受診率

	平成24年	平成25年
1歳6カ月	86.4%	92.6%
3歳	84.3%	96.9%

上がってきてるよ



・・・乳幼児健診に関してよくある質問・・・

Q. 「保育園や幼稚園に通っていますが、必ず受けなくてははいませんか？」

A. 保育園や幼稚園で行う健康診断は、病気の早期発見を行うことが目的です。乳幼児健診は、病気の早期発見に加え、お子さんの運動面や精神面の発達についても保護者さんと共に確認する場となっています。案内が届いたら必ず受けていただくようにお願いします。



Q. 「健診は時間がかかると聞いたけど・・・」

A. 現在は待ち時間を少しでも少なくするために、受付時間を分けてご案内しています。また、待合場所でお子さんが遊べるスペースも設けています。受け付けを含めて2時間～2時間30分を要することがありますが、子どもさんの発達においては節目の大事な健診ですので、時間を作って親子で成長を確認する機会にしましょう。都合がつかない場合には、日程変更も可能ですのでご相談ください。

【問い合わせ先】 保健介護課健康指導係 ☎63-11133 FAX63-0410

成年後見制度って知っていますか？

成年後見制度とは、認知症、知的障がいもしくは精神障がいなどで、判断能力が不十分な人の日常生活を法的に保護する仕組みです。本人の判断能力に応じて後見人が決定されます。

●お金の管理ができなくなったとき

→ 預貯金や年金などの財産を管理します。

Q. 認知症の夫が年金を担保として勝手にローンを組んでしまい困っています。

A. 成年後見制度を活用すれば、後見人によって、預貯金や年金などの財産管理が行われます。ご本人の判断だけで結んだ金銭的な契約は取り消すことができるので、年金担保の融資やローン契約の締結などによる被害も防ぐことができます。

●老後の財産管理が不安なとき

→ 将来判断能力が不十分になったときからの、財産などの管理をします。

Q. 子どもがいないため、将来認知症になったときの財産管理が不安です。

A. まず、専門相談機関に相談してみましょう。成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに信頼できる人と契約を交わしておき、判断能力が不十分になった後は、その人に財産管理などを任せることができる任意後見制度もあります。

●悪質商法にだまされたり、だまされそうなとき

→ その契約を取り消します。

Q. 認知症の父が知らぬ間に必要のないリフォームの契約をして困っています。

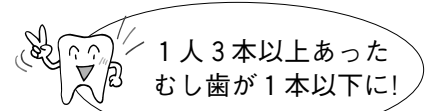
A. 認知症の人の場合、契約内容がよくわからないまま、契約書にサインをしてしまう場合があります。成年後見制度を利用してれば、ご本人がだまされて結んでしまった契約も取り消すことができます。

判断能力が不十分な場合、そのことによって不利益を被ってしまう恐れがあります。そうならないために支援するための制度が成年後見制度です。地域包括支援センターでは、制度の利用につながるよう情報提供などの支援を行っています。

【問い合わせ先】

宿毛市地域包括支援センター ☎65-7665

フッ素でむし歯予防



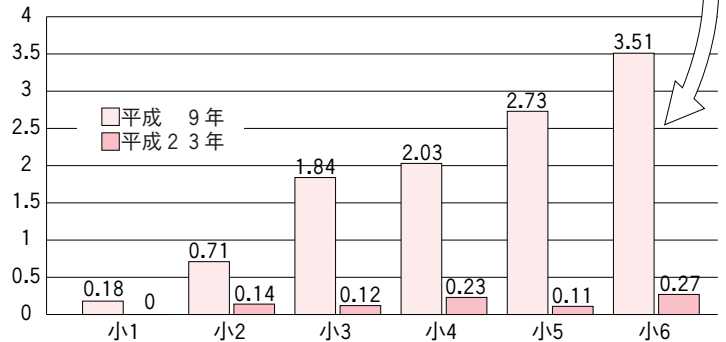
フッ素について知っていますか？フッ素は歯への塗布や歯磨き剤などにより、むし歯の予防ができます。

宿毛市では、すでに1歳6カ月児健診でフッ素塗布を実施しており、今年度から3歳児健診でも実施しています。さらに、今年度後半から公立保育園の4歳および5歳児を対象にフッ素洗口を実施し、子どものむし歯予防を強化する準備がすすめられています。

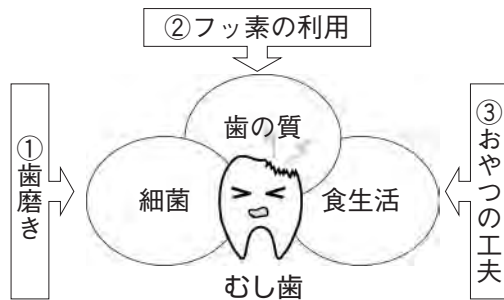
※金属の洗浄などに使う工業用の「フッ化水素（HF）」とは全く別物です。

○フッ素での予防効果は県内の小学校で実証済み○

1人当たりの永久歯のむし歯本数



★むし歯の原因とその対策★



- ①奥歯のみぞや歯と歯の間には、歯ブラシの毛先が届かないため、歯磨きだけではむし歯を予防できません。
- ②フッ素塗布の予防効果は30～40%、フッ素洗口が最も予防効果が高く50～80%といわれています。また、大人にも効果があります。
- ③おやつは食べる時間や量を決めて、ダラダラ食べにならないようにしましょう。ジュースなど飲み物に含まれる砂糖にも注意が必要です。

第4回 すくも探健元気ウォークラリー

今よりプラス10分の運動からスタートし、徐々に体を動かす習慣がついてきたら、さらに回数や距離、時間を増やしていきましょう。今回のウォークラリーは山奈町芳奈のコースを歩きます。心身のリフレッシュにぜひご参加ください。

開催日 11月28日(土)
受付 9:00～9:20
集合場所 宿毛市総合運動公園 体育館(アリーナ)

- 申し込み、参加費は不要です。
- 雨の場合は、屋内で運動を行いますので上履きをご持参ください。
- 必ず各自で飲料水をご用意ください。(水分は緊急用にしか用意していません。)
- 自己の責任において体調を管理した上で参加してください。

【問い合わせ先】

保健介護課健康指導係 ☎63-1113
 市民課保険係 ☎63-1112

犬や猫の飼い主の皆さんへ

高知県内では平成26年度に犬218頭、猫2,140匹が殺処分となっています。飼っている犬や猫が増えすぎて管理できなくなる前に、不妊・去勢手術をするとともに、愛情と責任をもって最期まで適正に飼いましょう。

※高知県メス猫不妊手術推進事業において、メス猫の不妊手術費の一部を県が負担しています。

【問い合わせ先】

保健介護課保健衛生係 ☎63-1113 FAX63-0410
 幡多福祉保健所衛生環境課 ☎0880-34-5119 FAX0880-35-5980





母子保健

[乳児健康診査] 対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
11(金)	宿毛市総合社会福祉センター	9:15～9:45

[3歳児健康診査] 対象児に個人通知します

日	場 所	受 付 時 間
2(水)	宿毛文教センター	12:30～13:30



成人保健

各種検診はどこの場所でも受けることができます。

●平成27年度実施のがん検診などの申し込みをされていない方は、実施日までに早めに保健介護課までお申し込みください。

[乳がん(乳房X線)検診] 対象者：40歳以上

日	場 所	受 付 時 間
22(火)	幡多健診センター	人数制限があるため予約制です。受診票指定の時間にお越しください。

[子宮頸がん検診] 対象者：20歳以上

日	場 所	受 付 時 間
22(火)	幡多健診センター	13:30～14:30

[胸部レントゲン検診・肺がん検診] 対象者：40歳以上

日	場 所	受 付 時 間
4(金)	幡多健診センター	13:30～14:30
	小筑紫消防屯所前	15:20～16:00



献 血

献血バスがやってきます!

市民の皆さんには献血にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

赤十字血液センターでは、輸血を受ける方の安全性をより向上させるため、400ml献血の推進にご協力をいただいています。皆さんの善意の申し出に、お応えできないことも生じるとは思いますが、状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

日	場 所	受 付 時 間
9(水)	大井田病院	15:30～17:00
10(木)	J A 高知はた宿毛支所	9:00～10:30
	フジ宿毛店	12:30～15:30



犬の引取り

●犬の引き取りを希望される方は、事前に保健介護課までご連絡ください。

[赤ちゃん広場]

日	場 所	実 施 時 間
3(木)	宿毛文教センター	9:30～11:30
17(木)	宿毛市総合社会福祉センター	9:30～11:30
22(火)	宿毛東部農村環境改善センター	9:30～11:30

健康相談はどこの場所でも受けることができます。

●毎回、血圧測定のほか、ミニ講話、介護予防を目的とした簡単な体操を実施しますので、健康手帳を持参してください。

[健康相談]

日	場 所	実 施 時 間
2(水)	片島公民館	9:30～11:00
4(金)	鶉来島離島センター	8:30～11:00
7(月)	栄喜漁村交流センター	9:30～11:00
9(水)	坂本多目的集会所	9:30～11:00
10(木)	二ノ宮集会所	10:00～11:30
14(月)	宿毛東部農村環境改善センター	13:30～15:00
16(水)	沖の島開発総合センター	10:00～11:30
	弘瀬老人憩いの家	13:00～14:30
18(金)	鶉来島離島センター	8:30～11:00
21(月)	宿毛文教センター	10:00～11:30

各種検診の結果について

次の検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

検 診	日 程
胸部レントゲンおよび肺がん検診	9月16日(水)
胃がん検診	9月3日(木)
大腸がん検診	9月30日(水)回収分
乳がん検診	9月3日(木)
子宮頸がん検診	9月17日(木)
前立腺がん検診	9月3日(木)

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

日	場 所	受 付 時 間
4(金)	宿毛市役所裏駐車場	10:10～10:20

● ● ● 通知カードの送付について ● ● ●

個人番号制度（マイナンバー）の通知カードが全国的に10月中旬ごろから発送されています。宿毛市の発送時期は、11月以降を予定しています（多少前後する可能性があります）。必ず受け取りをして、大切に保管をお願いします。



←このような封筒が届きます



マイナンバー



←通知カード兼個人番号カード申請書

送付されるもの

- 宛名台紙
- 通知カード 兼 個人番号カード交付申請書
1通の手紙に入っている通知カードは8人分です。9人以上の世帯の場合は、2通以上となります。
- マイナンバー制度のパンフレット
- 個人番号カード申請書用の返信用封筒

- 通知カードは、平成28年1月から各種行政手続きで必要となります。
- 通知するマイナンバーは一生使うものです。大切に保管をお願いします。

【通知カード・個人番号カードコールセンター】

☎ **0570-783-578**

※英語・中国語等対応ダイヤル ☎0570-064-738

公式サイト

月～金曜日

8:30～20:00

※年末年始を除く

（平成28年4月1日以降は8:30～17:30）

土・日・祝日

9:30～17:30（平成28年3月31日まで）

個人番号カード総合サイト

検索

【通知カード・個人番号カードについて、宿毛市役所への問い合わせ】

市民課市民係 ☎63-1112 FAX63-5759

土佐くろしお鉄道 中村・宿毛線

「土佐くろ発！みんなの『駅にぎり』コンテスト」

「中村・宿毛線の『愛称』募集」**グランプリ決定！**

9月26日(土)開催の「第11回中村駅まつり」にて投票を行い、各グランプリおよび準グランプリ作品が決定しました！なお、『駅にぎり』コンテストグランプリおよび準グランプリ作品の販売日程などについては、詳細決定次第、土佐くろしお鉄道HP・広報などで随時発表していきます。

『愛称』募集グランプリ作品については、「公式愛称」として、今後様々な場所で活用していきます。

「駅にぎり」コンテスト

グランプリ作品（1作品）

【鰯（ブリ）の炊き込みにぎり】

準グランプリ作品（2作品）

【かつおにぎり】【黒きびにぎり】

「愛称」募集

グランプリ作品（1作品）

【四万十くろしおライン】

【問い合わせ先】

企画課 ☎63-1118



©土佐くろしお鉄道